

# 川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に係る産業廃棄物処理業者等に対する不利益処分の事務処理に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）及び川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）並びに川崎市産業廃棄物に係る法違反等に対する不利益処分等に関する事務手続要綱に基づき必要な事項を定め、また、瑕疵による許可の取消しについて必要な事項を定め、もって不利益処分等の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (不利益処分の基準)

第2条 不利益処分の処分基準は、別に定める「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」による。

### (手続きの区分)

第3条 予定される不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与については、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、次の区分に従い、意見陳述のための手続を執るものとする。

- (1) 法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は法第15条の3に基づく許可の取消しの場合 聴聞
- (2) 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）に基づく事業の全部又は一部の停止又は法第15条の2の7に基づく施設の改善並びにその使用の停止の場合 書面による弁明の機会の付与
- (3) 法第15条の19第4項の規定に基づく計画変更命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (4) 法第19条の3第2号に基づく改善命令又は法第19条の5第1項、法第19条の6第1項及び法第19条の10第1項に基づく措置命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (5) 法第21条の2第2項の規定に基づく応急措置命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (6) その他必要と認められる場合 聴聞

2 前項の規定に係らず当該不利益処分の名あて人の意向等を勘案して口頭による弁明の機会を付与することができる。

3 行政手続法第13条第2項に該当する場合は、第1項に規定する手続きを省略することができる。

## 第2章 予定される不利益処分内容の検討

(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者に対する許可取消し等の予定される不利益処分内容の検討)

第4条 本市の許可を有している産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理

産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が、次のいずれかに該当するときは、「川崎市産業廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会要綱」に定める検討委員会（以下「不利益処分検討委員会」という。）を開催し、不利益処分の内容を検討する。

なお、同時に複数の法律に違反し、当該法律に基づく不利益処分を行う場合など必要に応じて別に定める「川崎市環境局不利益処分検討委員会設置要綱」に定める検討委員会（以下「環境局不利益処分検討委員会」という。）を開催し、不利益処分の内容を検討する。

- (1) 法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の基準に適合しなくなったとき
- (3) 法第14条第5項第2号イからへまでの欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき
- (4) 許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき
- (5) 不正の手段により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可（更新の許可を含む。）又は変更の許可を受けたとき
- (6) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準。以下同じ。）の基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われたとき
- (7) 産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

（産業廃棄物処理施設設置許可又は設置者に対する予定される不利益処分内容の検討）

第5条 本市の許可を有している産業廃棄物処理施設又はその施設の設置者が、次のいずれかに該当するときは、不利益処分検討委員会又は環境局不利益処分検討委員会（以下「不利益処分検討委員会等」という。）を開催し、不利益処分の内容を検討する。

- (1) 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が、技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画書若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が、許可基準に適合していないと認めるとき
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置者が、法第14条第5項第2号イからへまでの欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置者が、許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき
- (6) 不正の手段により産業廃棄物処理施設設置許可又は変更の許可を受けたとき
- (7) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、

運搬又は処分が行われたとき

(8) 産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

(排出事業者に対する予定される不利益処分内容の検討)

第6条 排出事業者が次のいずれかに該当するときは、不利益処分検討委員会等を開催し、不利益処分の内容を検討する。

(1) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準。）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われたとき

(2) 産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

(土地の形質の変更の届出をした者に対する予定される不利益処分内容の検討)

第7条 土地の形質の変更の届出をした者が次のいずれかに該当するときは、不利益処分検討委員会等を開催し、不利益処分の内容を検討する。

(1) 法第15条の19第1項に基づき提出された届出の内容が、法第15条の19第4項に規定する環境省令で定める基準に適合しないと認めるとき

(2) 指定区域内において第15条の19第4項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

(特定処理施設の設置者に対する予定される不利益処分内容の検討)

第8条 法第21条の2に規定する特定処理施設の設置者が、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、不利益処分検討委員会等を開催し、不利益処分の内容を検討する。

### 第3章 聴聞

(聴聞の通知等)

第9条 予定される不利益処分の内容が第3条第1項第1号又は第6号である場合は、予定される処分内容及び根拠となる法令、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所等を記載した聴聞通知書（第1号様式）により、不利益処分の名宛人となるべき者に聴聞の通知を行うものとする。

2 当事者は、やむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申し出るときは、聴聞期日変更申出書（第2号様式）により聴聞の期日までに申し出ることができる。

3 市長は、聴聞の期日の変更を行った場合は、聴聞期日等変更通知書（第3号様式）により、当事者及び参加人宛てて聴聞の期日の変更等の通知を行うものとする。

4 第1項及び前項に規定する通知書は、到達した日が確認できる方法により、聴聞の期日から起算して2週間前までに通知するものとする。

(聴聞の公示)

第10条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第1項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞開催通知(第4号様式)を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (4) 前条第1項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(意見陳述書の提出)

第11条 当事者は、聴聞の出席に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物件を提出するときは、意見陳述等提出書(第5号様式)により聴聞の期日までに提出することができる。

(代理人の選任等)

第12条 当事者又は参加人は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書(第6号様式)により、聴聞の期日までに提出しなければならない。

2 当事者又は参加人は、代理人の資格を喪失させたときは、代理人解任届(第7号様式)により速やかに届け出るものとする。

(関係人の参加の許可等)

第13条 参加人は、聴聞に関する手続に参加することの許可を受けようとするときは、参加許可申請書(第8号様式)により、聴聞の期日の1週間前までに主宰者宛てに申請し、許可を受けなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、参加許可通知書(第9号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

3 主宰者は、第1項の許可をしないときは、不許可の理由を記載した参加不許可通知書(第10号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

4 主宰者は、聴聞に際し、意見陳述等が必要である場合は、その者に対し、参加要請書(第11号様式)により、聴聞の参加を要請することができる。

(補佐人の許可等)

第14条 当事者又は参加人は、補佐人とともに出席しようとするときは、補佐人出席許可申請書(第12号様式)により、聴聞の期日の1週間前までに主宰者宛てに申請し、許可を受けなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、補佐人出席許可通知書(第13号様式)により、当該当事者又は参加人に速やかに通知するものとする。

3 主宰者は、第1項の許可をしないときは、不許可の理由を記載した補佐人出席不許可通知書(第14号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

(資料の閲覧等の手続)

第15条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、

当該事案についてした調査の結果に係る調書その他当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めるときは、資料閲覧等請求書（第 15 号様式）により請求しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに資料閲覧等許可通知書（第 16 号様式）により、当事者等に通知するものとする。

（聴聞の続行）

第 16 条 主宰者は、当事者等から証拠の書類等を後日提出する用意がある場合など聴聞を続行する必要があると認められる場合は、聴聞を続行することができる。

2 聴聞を続行する場合は、聴聞続行通知書（第 17 号様式）を、到達した日が確認できる方法により、聴聞期日の 2 週間前までに通知するものとする。

3 第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、聴聞を続行する場合について準用する。

（聴聞続行の公示）

第 17 条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第 2 項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞続行開催通知（第 18 号様式）を川崎市役所本庁舎の掲示場に公示する。

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (4) 前条第 1 項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の 4 週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（聴聞通知後の廃止届出の扱い）

第 18 条 聴聞通知送付後に、当該聴聞に係る業許可の廃止届出書の提出があった場合は、聴聞を行わないことを被処分者に伝えるものとする。

（聴聞調書及び報告書の提出）

第 19 条 主宰者は、聴聞の期日ごとに行政手続法第 2 4 条第 1 項に規定する聴聞調書（第 19 号様式）及び同条第 3 項に規定する報告書（第 20 号様式）を速やかに作成し、廃棄物指導課長に提出しなければならない。

（不利益処分の検討）

第 20 条 聴聞調書及び報告書に基づき、不利益処分検討委員会等を開催し、当該許可取消しの不利益処分の内容を検討する。

2 第 3 条第 3 項に基づき不利益処分の内容を検討する場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。ただし、その場合は各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

（聴聞の再開）

第 21 条 前条第 1 項において、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要と認めるときは、主宰者に対し、報告書を差し戻して、聴聞の再開を命ずることができる。

2 主宰者は、前項の規定により聴聞再開を命ぜられた場合は、聴聞を再開しなければならない。

3 聴聞を再開する場合は、聴聞再開通知書（第 21 号様式）を聴聞期日の 2 週間前までに通知するものとする。

4 第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、聴聞を再開する場合について準用する。

（聴聞再開の公示）

第 22 条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第 3 項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞再開開催通知（第 22 号様式）を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (4) 前条第 1 項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の 4 週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（聴聞の主宰者指名の通知）

第 23 条 第 9 条、第 16 条及び第 21 条に規定する聴聞を行う場合は、聴聞の通知を送付する日までに聴聞の主宰者を指名し、聴聞の主宰者の指名通知書（第 23 号様式）を主宰者宛てに通知すること。

2 主宰者は、環境局生活環境部及び環境局施設部の課長職から指名する。ただし、不利益処分検討委員会の委員である者は、主宰者に指名できない。

3 主宰者は、主宰者を補佐するための事務を行う者を、同課の中から選任することができる。

（聴聞調書及び報告書閲覧等の手続）

第 24 条 当事者又は参加人は、行政手続法第 2 4 条第 1 項に規定する聴聞調書及び同条第 3 項に規定する報告書の閲覧を求めるときは、聴聞調書等閲覧等請求書（第 24 号様式）により請求しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに聴聞調書等閲覧等許可通知書（第 25 号様式）により、当事者等に通知するものとする。

（処分の通知）

第 25 条 産業廃棄物処理業許可の取消し処分の場合は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令を記載した文書（第 26 号様式）により被処分者に通知する。

2 産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分の場合は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令を記載した文書（第 27 号様式）により被処分者に通知する。

3 産業廃棄物処理業許可を瑕疵による許可の取消し処分の場合は、処分の内容及び処分の理由を記載した文書（第 28 号様式）により被処分者に通知する。

4 産業廃棄物処理施設設置許可を瑕疵による許可の取消し処分の場合は、処分の内容及び処分の理由を記載した文書（第 29 号様式）により被処分者に通知する。

5 第 1 項から第 4 項の通知は、被処分者宛てに到達したことが確認できる方法によること。

ただし、被処分者の所在が不明の場合は、民事訴訟法第 1 1 0 条から同法第 1 1 2 条の規定に基づくものとする。

## 第4章 弁明の機会の付与

### (弁明の機会の付与の通知)

第26条 予定される不利益処分の内容が第3条第1項第2号及び第3号である場合は、予定される処分内容及び根拠法令、処分の原因となる事実、弁明書の提出の期限及び場所等を記載した弁明の機会付与通知書(第30号様式)により、不利益処分の名宛人となるべき者に弁明の機会付与の通知を行うものとする。

2 弁明の機会付与通知書は、到達した日が確認できる方法により、弁明書の提出期限又は口頭による弁明の期日から起算して2週間前までに通知するものとする。

### (弁明の機会付与の公示)

第27条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第1項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した弁明の機会付与通知(第31号様式)を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所
- (2) 弁明書の提出期限及び場所
- (3) 弁明の機会の付与に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (4) 前条第1項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

### (代理人の選任等)

第28条 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書(第32号様式)により、弁明書の提出期限までに提出しなければならない。

2 当事者又は参加人は、代理人の資格を喪失させたときは、代理人解任届(第33号様式)により速やかに市長へ届け出るものとする。

### (不利益処分の検討)

第29条 提出された弁明書又は口頭による弁明に基づき、不利益処分検討委員会等を開催し、不利益処分内容を検討する。

2 第3条第3項に基づき不利益処分の内容を検討する場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。ただし、その場合は各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

### (処分の通知)

第30条 業許可の全部又は一部の停止命令、施設の停止又は改善命令、法第19条に規定する改善命令は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令等を記載した文書(第34号様式)により被処分者に通知する。

2 措置命令は、命令の内容及び期限等を記載した文書(第35号様式)により被処分者に通知する。

3 計画変更命令は、命令の内容及び期限等を記載した文書(第36号様式)により被処分者に通知する。

4 応急措置命令は、応急の措置を講ずべき内容及び期限等を記載した文書(第37号様式)

により被処分者に通知する。

5 第1項から第4項までの通知は、被処分者宛てに到達したことが確認できる方法によること。

ただし、被処分者の所在が不明の場合は、民事訴訟法第110条から同法第112条の規定に基づくものとする。

## 第5章 雑則

(関係機関への通知)

第31条 不利益処分、聴聞通知後に廃止届出書の提出があった場合及び瑕疵による取消しの処分を行った場合には、各都道府県政令市宛てに通知するとともに、行政処分システムを使用して環境省に情報を送付する。

ただし、暴力団員に係る者は、神奈川県警察本部長宛てに通知する。

(不利益処分の公表)

第32条 不利益処分を行った場合は、公表するものとする。公表の手続きは、原則として、総務企画局シティブロモーション推進室(報道担当)宛てに投込記事依頼により行うこと。ただし、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

(決裁の区分)

第33条 次の各号に該当する場合は、不利益処分の決裁は、環境局長まで受けるものとする。

- (1) 第4条から第8条に規定する予定される不利益処分内容の決定
- (2) 第9条、第10条、第16条、第17条、第21条、第22条に規定する聴聞に係る通知
- (3) 前号に掲げる聴聞に係る第23条に規定する主宰者指名の通知
- (4) 第26条に規定する弁明の機会付与通知
- (5) 第20条及び第29条に規定する不利益処分内容の決定
- (6) 第25条、第30条に規定する不利益処分通知

2 第32条に係る決裁は、生活環境部長まで受けるものとする。

3 第1項及び前項に掲げるもの以外は、当該課長の決裁を受けるものとする。

4 第1項から第3項の規定に係わらず、環境局長が判断したときは、この限りではない。

(不利益処分の遵守の確認)

第34条 許可取消しの場合には、許可証を返納させる。

2 許可取消し以外の場合は、立入検査等により確認する。

(協議)

第35条 この要領に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成16年3月31日から施行する。

(廃止)

第2条 平成13年10月1日施行の「川崎市産業廃棄物に係る違法行為に対する不利益処分等に関する事務手続要領」は、廃止する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年3月30日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。